

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○道営土地改良事業計画の決定.....	(農業施設管理課)	96
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	96
○土地改良法による道営換地処分.....	(農業施設管理課)	96
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	96
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課)	96
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等.....	(維持管理防災課)	97
○土砂災害警戒区域の指定.....	(維持管理防災課)	97
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(維持管理防災課)	97

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	103
------------------------	-----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	103
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	104
○特定調達契約に係る入札の公告.....	104

道選挙管理委員会告示

○参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表.....	105
○美唄市北海道議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表.....	106

告 示

北海道告示第138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（東部居辺地区（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、除^{れき}））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成29年3月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第139号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成29年3月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
厚 沢 部 農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、農用地改良保全 北 海 道 檜 山 振 興 局
育良第2 客土、暗渠排水、区画整理 北海道上川総合振興局

北海道告示第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、栗山町杵臼地区の換地処分をした。

平成29年2月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第141号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成29年2月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 登別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第142号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を別海町役場の掲示場に掲示した。

平成29年2月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成29年北海道告示第60号
2 所在が不分明な者 東部造林株式会社、有限会社根室中央農牧場

北海道告示第143号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 2 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河 川 の 名 称 一級河川尻別川水系ベンケ目国内川
2 廃川敷地等が生じた年月日 平成29年 2 月28日
3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 （左岸）磯谷郡蘭越町字富岡1140番地先、同1140番の一部及び同1132番の一部
（右岸）磯谷郡蘭越町字吉国106番 1 地先から同106番 9 地先まで及び同931番 1 地先から同116番 1 地先まで
4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 22,061.49㎡

北海道告示第144号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年 2 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
船泊一の沢川（Ⅰ－64－0230）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
礼文高山3（Ⅰ－6－180－3136）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
礼文高山13（Ⅱ－6－75－1800）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
4 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
香深井川支流川（Ⅰ－64－0110）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
5 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
会所前川（Ⅰ－64－0040）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
6 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
トンナイ川（Ⅰ－64－0030）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年 2 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文大備4（Ⅰ－6－112－2447）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ、ウエンナイホ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文大備5（Ⅰ－6－113－2448）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文大備6（Ⅰ－6－114－2449）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文大備7（Ⅰ－6－115－2450）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ、ベンザイトマリ、ノトウシ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
船泊二の沢川（Ⅰ－64－0220）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ、ベンザイトマリ、ノトウシ（次の図のとおり）

- り）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小沢川（Ⅰ－64－0210）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ、ベンザイトマリ、ノトウシ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神社の沢川（Ⅰ－64－0200）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ、ベンザイトマリ、ノトウシ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文大備8（Ⅰ－6－116－2451）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ベンザイトマリ、ヲシヨンナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文五番地5（Ⅲ－6－26－623）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ベンザイトマリ、ヲシヨンナイ（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文五番地4（Ⅱ－6－138－2404） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ベンザイトマリ、ヲシヨンナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文幌泊8（Ⅱ－6－142－2408） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ、タカヤマ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文高山15（Ⅲ－6－28－625） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ、タカヤマ、高山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文高山4（Ⅱ－6－66－1791） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文高山16（Ⅲ－6－29－626） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ、ヲシヨンナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文高山5（Ⅱ－6－67－1792） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文高山17（Ⅲ－6－30－627） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文高山6（Ⅱ－6－68－1793） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文高山7（Ⅱ－6－69－1794）
--	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文高山 8（Ⅱ－6－70－1795） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文高山 9（Ⅱ－6－71－1796） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文高山10（Ⅱ－6－72－1797） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文高山11（Ⅱ－6－73－1798） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ、ウエントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文高山 1（Ⅰ－6－122－2457） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ、高山、ウエントマリ、タカヤマ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文高山18（Ⅲ－6－31－628） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ、チエサントマリ、高山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 今の沢川（Ⅱ－64－0190） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ、チエサントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文高山12（Ⅱ－6－74－1799） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ、チエサントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	--

- 次の図のとおり
- 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文高山19（Ⅲ－6－32－629）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ、チエサントマリ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文高山2（Ⅰ－6－123－2458）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ、チエサントマリ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文高山20（Ⅲ－6－33－630）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文高山21（Ⅲ－6－34－631）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文高山14（Ⅱ－6－76－1801）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文香深井11（Ⅲ－6－38－635）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文香深井5（Ⅱ－6－109－1834）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
香深井川左の沢川（Ⅰ－64－0120）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文香深井1（Ⅰ－6－138－2473）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文香深井 2 (Ⅰ-6-139-2474) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文香深井 3 (Ⅰ-6-140-2475) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文香深井 4 (Ⅰ-6-141-2476) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文香深井 6 (Ⅱ-6-110-1835) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文香深井 7 (Ⅱ-6-111-1836) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字チャチウス、カフカイ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文香深井 8 (Ⅱ-6-143-2409) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字エコキナイ、チャチウス、チャウス、エナオウシエンロム (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文香深井 9 (Ⅱ-6-112-1837) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字エコキナイ、チャチウス (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 西沢川左の沢川 (Ⅱ-64-0100) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字エコキナイ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文香深井10 (Ⅱ-6-113-1838)
---	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字エコキナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ベッシュ川（Ⅰ－64－0020） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文入船1（Ⅰ－6－146－2481） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文入船2（Ⅰ－6－147－2482） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ、ベッシュ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 オサツルナイ川（Ⅱ－63－0230） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
	総合振興局告示及び振興局告示
	北海道オホーツク総合振興局告示第49号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年2月28日 北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 小型乗用自動車 2台（小型乗用自動車2台と交換） 2 落札を決定した日 平成29年2月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 オホーツクスズキ販売株式会社 (2) 住 所 北見市東相内町663番地4 4 落札金額 2,660,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成29年1月6日付け北海道オホーツク総合振興局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目
	道 教 育 庁 教 育 局 告 示
	北海道教育庁胆振教育局告示第8号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年2月28日 北海道教育庁胆振教育局長 阿 部 清 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの購入 43台 一式
- 2 落札を決定した日
平成29年2月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社つうけんアクティブ
 - (2) 住 所 札幌市中央区南20条西10丁目3番5号
- 4 落札金額
6,900,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年12月20日付け北海道教育庁胆振教育局告示第41号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁十勝教育局告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年2月28日

北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類
平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
 - (1) 契 約 平成29年2月28日に一般競争入札の公告を行う十勝管内道立学校で使用する電力の需給契約
 - (2) 資 格 十勝管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
 - (3) 物 品 等 の 種 類 電力
- 2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であって、次のいずれにも該当する者
 - (ア) 平成27年4月1日前に電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正前の電気事業法第16条の2第1項の規定による届出をした者
 - (イ) 電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の電気事業法第2条第7号に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を1年以上行った者
 - イ 電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者
 - (2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者
 - (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者（同法第2条第1項に規定する電気事業者をいう。）
- 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
 - (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成29年2月28日（火）から同年4月6日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
 - (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/tky/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
 - (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 5 資格に関する事務を担当する組織
 - (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所 在 地 帯広市東3条南3丁目
 - (3) 電 話 番 号 0155-26-9237

北海道教育庁十勝教育局告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成29年2月28日 北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量 十勝管内道立学校で使用する電力 ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 21校22か所 合計 1,727 kW イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 21校22か所 合計 3,860,740 kWh (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 平成29年北海道教育庁十勝教育局告示第8号に規定する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室） (2) 入札日時 平成29年4月18日（火）午前10時（送付による場合は、同月17日（月）午後4時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tky/）においてダウンロードすることができる。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。	全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（銭単位の単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。）が最低である者を落札者とする。 8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次に (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。 (2) 契約に関する事務を担当する組織 ア 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 イ 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 ウ 電話番号 0155-26-9237 10 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Tokachi Prefectural School a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,727 kW b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,860,740 kWh B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 18, 2017 (If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., April 17, 2017) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan Phone : 0155-26-9237 道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 北海道選挙管理委員会告示第6号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成28年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条
---	---

第 1 項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。
その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。
平成29年 2 月28日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

北海道選挙管理委員会告示第 7 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第 1 項の規定に基づき、平成28年 7 月10日執行の美唄市北海道議会議員補欠選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第 1 項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。
その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び空知支所に備え置いて一般の閲覧に供する。
平成29年 2 月28日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

正 誤

○平成29年 2 月14日（第2859号）
北海道告示第100号（道営土地改良事業計画の決定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行	
58	右	28	
誤	育 良 第 2	客土、暗渠排水、区画整理	同
正	削除		